平成２４年（フ）第５１号
新潟県十日町市高山29番地７
債務者　渡邊　好一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
新潟県長岡市下山３丁目４番地４
債務者　秋元三千代
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
新潟県見附市昭和町１丁目９番３号昭和町県営住宅Ｃ号棟18号
債務者　戸井田美恵
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
岡山県浅口市金光町占見1666番地
債務者　徳山　未央
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
高知県香美市土佐山田町楠目604番地１
債務者　岡部　由香
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２号
長崎県諫早市幸町２番25―208号　県住Ｂ棟208号、旧住所長崎県諫早市貝津町2834番地
債務者　畔上　靖子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
岡山県津山市高野山西51番地７
債務者　大下　清美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１３号
岡山県津山市八社1611番地２
債務者　石川　忠正
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２６号
岡山県津山市一方171番地
債務者　熊谷　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３１号
岡山県津山市下高倉西2310番地11
債務者　中西　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３８号
岡山県津山市堀坂135番地４
債務者　田口　晴義
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４０号
岡山県津山市志戸部557番地４　第７ＡＳＫコーポ102
債務者　安本　裕介
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後３時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４４号
岡山県津山市福渡町32番地５
債務者　宇山　節子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３９号
静岡市清水区折戸316番地の25
債務者　山本　和臣
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
静岡市清水区折戸316番地の25
債務者　山本　　睦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１号
東京都小金井市東町１丁目11番４号
債務者　小倉　洋一
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部